

熊本県公報

第 1 1 6 2 8 号
平成 19 年 11 月 28 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 課) 1
告 示	
○生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課) 2
○生活保護法の規定による施術者の廃止	(") 2
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○ " " " " " "	(") 3
○熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項	(労働雇用総室) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 4
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 4
○平成 19 年度ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課) 4
○平成 19 年度熊本県情報セキュリティ監査業務委託に係る一般競争入札	(情報企画課) 5
○基本測量の終了	(監理課) 8
○換地計画の決定	(農村整備課) 8
○建設業法第 29 条の 2 に基づく監督処分	(監理課) 8
○利用証等の調達にかかる一般競争入札の実施	(管理調達課) 9
正 誤	
○平成 19 年 11 月 9 日熊本県告示第 960 号 (道路の区域変更) 中	(道路保全課) 11

規 則

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 61 号

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則
熊本県都市計画法施行細則 (昭和 46 年熊本県規則第 15 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 34 条第 9 号」を「第 34 条第 13 号」に改める。

第 25 条中「第 47 条第 4 項」を「第 47 条第 5 項」に改める。

第 26 条中「第 34 条第 10 号の規定に基づく開発許可にあっては、土木部建築課内に、その他の場合にあっては、各関係地域振興局内」を「第 34 条第 14 号の規定による開発許可にあっては土木部建築課内に、その他の開発許可にあっては関係地域振興局内」に改める。
別記第 8 号様式中「イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト」を「イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ」に改める。

別記第 9 号様式中「第 34 条第 9 号」を「第 34 条第 13 号」に改める。

別記第 21 号様式 (裏) 中「抜萃」を「抜粋」に、「若しくは都道府県知事」を「、都道府県知事若しくは指定都市等の長」に、「行なわれている」を「行われている」に改める。

附 則

この規則中第 25 条の規定、別記第 8 号様式の規定及び別記第 21 号様式の規定は公布の日から、その他の規定は平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 997 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、
 施術者を次のように指定した。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指定番号	施術所名称	施 術 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 43	あおば整骨院	朝来野 紘士	阿蘇郡小国町宮原 1732-1	平成 19 年 11 月 19 日

熊本県告示第 998 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定施術
 者から廃止の届出があった。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指定番号	施術所名称	施 術 者	施術所所在地	廃止年月日
生熊柔個 30	整骨院 啓	山口 祥	荒尾市原万田字八反田 630-1 ロックタウン荒尾	平成 19 年 11 月 1 日
生熊柔個 37	整骨院 啓	南 雅人	荒尾市原万田字八反田 630-1 ロックタウン荒尾	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 999 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に
 定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
峯苦医院	八代市坂本町坂本 4139-1	平成 20 年 1 月 21 日から 平成 23 年 1 月 20 日まで
岡川病院	八代市通町 8-9	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
八代総合病院	八代市松江城町 2 番 26 号	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで

熊本県告示第 1000 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす
 る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町早楠字霜原 1729、1737 の 2、字大岩 谷 2033
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1001 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字落水 510 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字落水 510 の 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1002 号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項
熊本県訓練手当支給要項（昭和 62 年 4 月 1 日告示第 277 号の 2）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 2 項中「50 日」を「40 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県訓練手当要項の規定は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成 19 年 10 月 1 日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

熊本県告示第 1003 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 19 年 11 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	深海線	天草市深海町字木置場 2964 番 1 地先から 同町字浦河内 2837 番 4 地先まで	247.0	現道拡幅

- 2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1004 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
アップルハウス 玉名市中尾字城ノ下 494 番地 1	有限会社スミタ	平成 19 年 11 月 20 日

熊本県告示第 1005 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
アップルハウス 玉名市中尾字城ノ下 494 番地 1	有限会社スミタ	平成 19 年 11 月 20 日

公 告**熊本県公告第 938 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）デオデオくまなん店
熊本市平成三丁目 216 番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - （1）設置する者
株式会社デオデオ 代表取締役社長 友則和寿
広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 18 号
 - （2）小売業を行う者
株式会社デオデオ 代表取締役社長 友則和寿
広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 18 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 20 年 7 月 10 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,189 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の収容台数
573 台
 - （2）駐輪場の収容台数
164 台
 - （3）荷さばき施設の面積
138 平方メートル
 - （4）廃棄物等の保管施設の容量
48 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数
5 か所
 - （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 11 月 9 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 11 月 28 日から平成 20 年 3 月 28 日まで

熊本県公告第 939 号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和 33 年熊本県条例第 27 号）第 8 条の規定に基づき、平成 19 年度のふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時

- 平成 20 年 2 月 3 日（日）午前 9 時から
- 2 試験会場
熊本市春竹町 481
常盤家政調理師専門学校
 - 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 公衆衛生学
 - イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
 - ウ 栄養学
 - エ 衛生関係法規
 - オ 調理理論
 - (2) 実地試験
 - ア 処理技術
 - イ 内蔵鑑別
 - ウ 魚種鑑定
 - 4 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真 2 葉（申請前 3 月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.5 センチメートル、横 2.6 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1 葉を写真票にはり付けること。）
 - (2) 受験手数料
13,400 円
 - (3) 受験願書の受付期間
受験願書の受付期間は、平成 20 年 1 月 7 日（月）から平成 20 年 1 月 16 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。（ただし、熊本市保健所においては午後 5 時まで。）
郵送の場合は、平成 20 年 1 月 16 日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (4) 受験の申込み
試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料 13,400 円を添えて、最寄りの保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県健康福祉部健康危機管理課）へ提出すること。
 - 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
5 科目の合計得点が満点の 6 割以上であること。（ただし、1 科目でも満点の 4 割未満のものがある場合は不合格とする。）
 - (2) 実地試験
総得点が満点の 8 割以上であること。（ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合は、満点の 8 割以上であっても不合格とする。）
 - 6 合格発表
 - (1) 合格者の発表は、平成 20 年 2 月 20 日（水）午前 10 時に、県庁本館ロビー、県内各保健所及び県庁ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
 - 7 問い合わせ
 - (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話 096-333-2248（ダイヤルイン）又は 096-383-1111 内線 7190）に行うこと。
なお、郵便による願書の請求は、80 円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条の規定に基づき、合格発表の日から 1 か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、初日は、午前 10 時以降とする。）熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
 - 8 その他
受験者は、受験票及び上履き（スリッパ等）を持参し、筆記試験においては筆記用具、実地試験については料理包丁、布巾、帽子、清潔な作業着（白衣等）、専用の清潔な履き物（長靴等）を持参すること。

熊本県公告第 940 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 19 年度熊本県情報セキュリティ監査業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から平成 20 年 3 月 14 日（金）まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年度熊本県情報セキュリティ監査業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 情報セキュリティ監査企業台帳（経済産業省）に登録されている者であること。
 - (3) 過去 2 年間に 1,000 人以上のユーザが利用するネットワークにおけるインターネット監査を行った実績を有すること。
 - (4) 監査チーム（監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成すること。）には、情報セキュリティ監査に必要な知識を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が 1 人以上含まれていること。
 - ア システム監査技術者
 - イ 公認情報システム監査人（CISA）
 - ウ 公認システム監査人
 - エ ISMS 主任審査員
 - オ ISMS 審査員
 - カ 情報セキュリティアドミニストレータ
 - キ 公認情報セキュリティ主任監査人
 - ク 公認情報セキュリティ監査人
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 6 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (8) 競争入札参加資格確認申請書を平成 19 年 12 月 5 日（水）午後 5 時 30 分までに熊本県地域振興部情報企画課管理班に提出し審査を受け、承認を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 11 月 28 日（水）から平成 19 年 12 月 5 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が本競争入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

 - (1) 提出期間

- 平成 19 年 11 月 28 日（水）から平成 19 年 12 月 5 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格確認審査が本競争入札に間に合わないことがある。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 3083 ダイヤルイン 096-333-2143
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 11 月 28 日（水）から平成 19 年 12 月 11 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 12 月 12 日（水）午前 11 時から
イ 場所
テレビ会議室（県庁行政棟新館 10 階）
- (4) 入札書の提出方法
6 の（3）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 12 月 11 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。

- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 941 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
 平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（ジオイド測量）	平成 19 年 6 月 18 日から 平成 19 年 10 月 31 日まで	阿蘇市、球磨郡水上村、球磨郡相良村

熊本県公告第 942 号

県営白水白川地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。
 平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 11 月 29 日から
平成 19 年 12 月 27 日まで
- 2 縦覧の場所 南阿蘇村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 943 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。
 平成 19 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 19 年 11 月 21 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社大塚製材所
菊池郡大津町室 25-1
代表取締役 大塚 精治
熊本県知事許可（般-16）第 14701 号
 - (2) 有限会社藤建ホーム
菊池郡大津町引水 833-4
代表取締役 藤本 廣利
熊本県知事許可（般-16）第 13563 号
 - (3) 有限会社ヒサウチ
熊本市山室 2-16-13

代表取締役 久野 裕子
 熊本県知事許可（般-14）第15459号

- 3 処分の内容
 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
 - 4 処分の原因となった事実
 上記業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成19年9月26日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
 このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。
 - 5 教示
 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。）。
- 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となる。）、処分の取消の訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなる。）。

熊本県公告第944号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
 利用証他 一式
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
 平成20年1月25日（金）
 - (4) 納入場所
 熊本県健康福祉部健康福祉政策課
 - (5) 電子入札に関する事項
 本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
 その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
 - (6) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中

- でないこと。
- (5) 熊本県内に本店を有すること。
- (6) 熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室において見本の確認をし、仕様等の説明を受け、5に記載する場所に見本確認書を提出した者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年11月28日(水)から平成19年12月7日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成21年9月30日(水)までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成21年7月1日(水)から平成21年7月31日(金)まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成19年11月28日(水)から平成19年12月10日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2の(6)に係る書類(見本確認書)
ウ その他必要書類
- (4) 提出方法
5に記載する場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧(交付)期間及び場所
ア 閲覧(交付)期間
平成19年11月28日(水)から平成19年12月10日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 閲覧(交付)方法
電子入札システムホームページにて閲覧又は4に記載する場所にて交付
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。
入札書受付締切日時 平成19年12月13日(木)午後4時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成19年12月14日(金)午後1時30分から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）

- ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の（3）のアの日時まで電子入札システムにより提出すること。
 - イ 紙入札方式の場合
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 12 月 13 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
 - イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ くじ番号の記入のない入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
 - ケ 二以上の意思表示を行った入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札保証金
免除する。
 - (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)
 - (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (6) 最低制限価格
設定しない。
 - (7) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成 19 年 11 月 9 日熊本県告示第 960 号（道路の区域変更）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	7	同市深海町字黒崎	同市深水町字黒崎

